

防火対象物点検・防災管理点検の特例認定に関する事務処理要綱

鳥取県東部広域行政管理組合消防局

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条の2の3に規定する防火対象物の点検及び報告の特例認定及び法第36条第1項において準用する法第8条の2の3に規定する防災管理の点検及び報告の特例認定（以下「特例認定」という。）に係る事務処理に関し、必要な事項を定める。

(特例認定の申請及び受付)

第2条 特例認定の申請者は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第4条の2の8第2項に規定する防火対象物点検報告特例認定申請書又は規則第51条の16第2項に規定する防災管理点検報告特例認定申請書（以下「申請書」という。）に規則第4条の2の8第3項に規定する事項を記載した書類を添えて、申請する防火対象物を管轄する消防署長（以下「消防署長」という。）に提出するものとする。

2 消防署長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、消防情報支援システムに電算処理を行うものとする。

(申請の取下げ)

第3条 特例認定の申請者は、前条第1項の申請の取下げをする場合、特例認定申請取下書（様式第1号）を消防署長に提出するものとする。

(特例認定に係る審査等)

第4条 消防署長は、第2条第1項の規定による申請書の提出を受けたときは、記載事項及び法第8条の2の3第2項又は法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第2項に規定する書類を確認し、防火対象物点検の特例認定に係る検査項目（様式第2号）又は防災管理点検の特例認定に係る検査項目（様式第3号）について書類審査及び立入検査を行うものとする。

(特例認定又は不認定の決定及び通知)

第5条 消防署長は審査の結果、法第8条の2の3第1項又は法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項に規定する認定要件を満たしていると認める場合は、認定通知書（様式第4号又は様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 消防署長は審査の結果、法第8条の2の3第1項又は法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項に規定する認定要件を満たしていないと認める場合は、不認定通知書（様式第6号又は様式第7号）に認定しない理由を明示し、申請者に通知する

ものとする。

(特例認定の失効)

第6条 消防署長は、法第8条の2の3第4項又は法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第4項の規定により特例認定が失効したときは、特例認定失効通知書(様式第8号)により防火対象物の管理について権原を有する者(以下「管理権原者」という。)に通知するものとする。

(特例認定の取消し)

第7条 消防署長は、特例認定を受けた防火対象物に対し、法第8条の2の3第6項又は法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項に規定する特例認定の取消しに該当すると認める場合は、特例認定取消該当報告書(様式第9号)により、消防局長に報告するものとする。

2 消防局長は、前項の報告を受け特例認定の取消しを決定した場合は、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定に基づく聴聞を実施しなければならない。

(管理権原者の変更)

第8条 特例認定を受けた防火対象物の管理権原者に変更があったときは、当該変更前の管理権原者は、規則第4条の2の8第7項又は規則第51条の16第2項に規定する管理権原者変更届出書を消防署長に提出するものとする。

2 消防署長は、認定を受けた防火対象物の管理権原者に変更されたにもかかわらず管理権原者変更届出書の提出がない場合、変更前の管理権原者に対し当該届出書の提出を指導するものとする。

3 法第46条の5の規定による過料の通知は、鳥取県東部広域行政管理組合火災予防違反処理規程(昭和61年鳥取県東部広域行政管理組合消防局訓令第2号)により行うものとする。

(特例認定通知証明書の申請及び交付)

第9条 特例認定を受けた防火対象物の管理権原者は、特例認定通知書の通知を受けた証明を必要とするときは、特例認定通知証明申請書(様式第10号)を消防署長に提出するものとする。

2 消防署長は、前項の規定による提出を受けたときは、特例認定通知証明書(様式第11号又は様式第12号)を交付することができるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、要綱の施行に際し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。